

意見招請様式

No.	質問/意見	文書名	項目名	ページ	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
1	質問	調達仕様書案	1.5 本業務の推進体制 図 5-2 本業務の推進体制及び受注者に求める作業実施体制	5	誤記:図のタイトル 「図5-2」→「図1-2」の誤記ではないでしょうか		誤記であるため修正します。
2	質問	調達仕様書案	1.5 本業務の推進体制 表 5-3 本業務における組織等の役割	6	誤記:表のタイトル 「表5-3」→「表1-3」の誤記ではないでしょうか		誤記であるため修正します。
3	質問	調達仕様書案	1.7 作業スケジュール 表 1-4 想定スケジュール 3 拠点・外部ネットワーク整備 図 1-3 全体想定スケジュール	7~8	外部接続回線(住基ネット接続、LGWAN、データ移行用)は総合テスト実施時期(2024年4月以降)から提供となっているが、外部NW整備は2023年11月末までに完了となっています。 ・24年3月末までに構築完了すれば良い認識で良いでしょうか。 ・4か月の期間を空けているところは、何か想定している作業があるのか確認したいです。 ・特に無ければ整備期間は後ろ倒しを希望します。		ご指摘を踏まえて検討し、外部NW整備は12月末までとしました。この時点では特殊サーバー設置環境とガバメントクラウドの接続が完了していることを求めています。これ以降は、設計開発業者が行う特殊サーバーの環境構築支援を行うほか、2024年4月から実施する総合テストに向けて3月末に接続するネットワークに係る作業を行うことを想定しています。
4	意見	調達仕様書案	1.7 作業スケジュール 表 1-4 想定スケジュール 7 基盤提供 図 1-3 全体想定スケジュール	7~8	「本番運用開始前までの提供範囲は、総合テスト等が実施可能な必要最小限として、次期システムの設計・開発業者が指定する範囲とする」とありますが、入札公告時には時期毎に具体的な必要数量をご提示いただく必要があります。	見積額に影響するため	サーバー数が少なく、段階的な整備が不要と考えられることから、該当の記述は削除しました。
5	意見	調達仕様書案	1.7 作業スケジュール 表 1-4 想定スケジュール 図 1-3 全体想定スケジュール	7~8	第二期と比較すると、業者決定時期以降、基盤の設計・構築スケジュールは2か月遅れとなっていますが、サービス開始は同時期となっており、物品調達面で想定スケジュールが実現できないことが懸念されます。特殊サーバ等の提供開始は、第二期と同期間の設計・構築期間を想定できないでしょうか。(具体的には2024年2月提供開始)	昨今の半導体不足による世界的な納期遅延影響により想定スケジュールが実現できないことが懸念されます。	ご意見を踏まえ、2024年1月提供開始に変更いたします。
6	質問	調達仕様書案	1.7 作業スケジュール 表 1-4 想定スケジュール 項番3	7	項番3の「拠点・外部ネットワーク整備実施期間」の実施期間が「2023年7月初旬～」となっております。図 1-3 全体想定スケジュールから8月初旬の誤りと思われる。		誤記であるため修正します。
7	質問	調達仕様書案	1.7 作業スケジュール 図 1-3 全体想定スケジュール 環境構築支援	8	2023年11月からスケジュールが引かれていますが、表1-4想定スケジュールでは、実施期間が「2023年12月初旬～」となっております。環境構築・テストを経て、環境構築支援を行うと想定されるため、表1-4のとおり12月初旬ではないでしょうか。		誤記であるため修正します。
8	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (1)システム全体構成の視点での調達範囲 図 2-1 システム全体構成の視点での調達範囲	9	OR/BORが特殊サーバー拠点に直接接続していないように見受けられます。OR/BORと特殊サーバー拠点の接続については、どのような接続となるのかご提示いただきたい。	接続されていない場合、AP保守・運用業者において運用操作ができないため。	経路設定の複雑性回避や監視の柔軟性確保の観点から、OR/BORから特殊サーバー拠点への接続については、特殊サーバー拠点を經由した接続とせず、ガバメントクラウド経由での接続とすることを想定しました。
9	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (1)システム全体構成の視点での調達範囲 図 2-1 システム全体構成の視点での調達範囲	9	特殊サーバー設置環境とガバメントクラウドは東同士及び西同士で接続している構成に見受けられる。東と西でクロスして接続する想定はありませんでしょうか。	どちらかのDRによりひきずられてしまう可能性を懸念しております。	ガバメントクラウドのサービスを利用し、特殊サーバー拠点がDRにより西で稼働することとしても、NWSは引き続き東拠点とする想定です。東と西をクロスして個別に回線敷設が必要となる想定はありません。
10	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (1)システム全体構成の視点での調達範囲 図 2-1 システム全体構成の視点での調達範囲	9	①②③④⑩⑪の位置がずれていないでしょうか。		ご指摘を踏まえて見直しました。
11	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (2)システム階層の視点での調達範囲 図 2-2 システム階層視点での調達範囲	10	特殊サーバー拠点枠内のミドルの内、住基ネット通信サーバーの機器整備概要に規定されているソフトウェアは、サーバーとセットで特殊サーバー提供事業者が準備すべきではないでしょうか。		ご指摘を踏まえて調達範囲の見直しを行いました。
12	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (3)外部ネットワークの視点での調達範囲	10	①各オペレーションルームとの接続②監視・監督システムとの接続は図2-1ではガバメントクラウド(以下GC)の想定範囲となっております。これらは対象外ではないでしょうか。		ご指摘のとおりであるため、該当箇所を削除します。
13	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (3)外部ネットワークの視点での調達範囲 図 2-3 外部ネットワーク視点での調達範囲	11	図 2-3において、不明な点を以下に記載いたします。必要に応じて、ご修正いただけますと幸いです。 ・図2-1と同様にOR/BORが特殊サーバー拠点に接続していないように見受けられます。 ・LGWANルータが住基ネット通信サーバーに接続しているように見受けられますが、当該サーバはLGWANには接続しないと認識しております。 ・IFS集約ASPがコアシステムと運用保守としか接続していないように見受けられます。 ・OR/BORはコアに直接繋ぐのではなく、運用保守と接続すると認識しております。 ・丸数字の意味について、ご記載いただきたく存じます。 ・ONUが住基システムとの接続するところのみに記載されておりますが、その他にも必要であると認識しております。また、住基ネット接続用のルータも必要であると認識しております		経路設定の複雑性回避や監視の柔軟性確保の観点から、OR/BORから特殊サーバー拠点への接続については、特殊サーバー拠点を經由した接続とせず、ガバメントクラウド経由での接続とすることを想定しました。 以下の点についてはご指摘を考慮して修正いたしました。 ・LGWANルータの位置 ・IFS集約ASPの接続先 ・OR/BORの接続先 また、丸数字については削除し、ネットワーク機器については、役割分担を表現する上で必要なもののみ記載することといたしました。
14	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (3)外部ネットワークの視点での調達範囲 図 2-3 外部ネットワーク視点での調達範囲	11	LGWANは三層分離の原理があり、LGWANと他NWが同一NWに入るときにはIPリーチャブルであってはならないと認識しております。二期NWSIにおいては、IFSのWebサーバはLGWAN用とG-Net用に分離しております。記載の方法で問題ないかJ-LIS様にご確認いただきたく存じます。		三期においても、IFSのWebサーバはLGWAN用とGSS用に分離し、LGWAN用が接続するネットワークは他のネットワークから論理分割する想定としております。
15	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (3)外部ネットワークの視点での調達範囲 図 2-3 外部ネットワーク視点での調達範囲	11	特殊サーバー拠点とガバメントクラウド拠点の中間にあるGWは何を示しているのかご教示いただきたく存じます。AWSでいうDXGWという認識でよろしいでしょうか。又はオンプレ環境に設置する回線終端装置になりますでしょうか。		クラウドサービスが提供する閉域網接続サービスの接続点(ExpressRouteゲートウェイ、DXGW等)を想定しております。なお、GSSとの接続についてはガバメントクラウドが提供する接続サービスを利用するため修正いたしました。
16	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (3)外部ネットワークの視点での調達範囲 図 2-3 外部ネットワーク視点での調達範囲	11	「基盤事業者」調達範囲とありますがこれまで基盤事業者という名前は出てきておりません。特殊サーバー等提供事業者を指しているかと認識しておりますが、明確化のため「特殊サーバー等提供事業者」や「受注者」等に統一いただけますと幸いです。		ご指摘のとおりであるため修正しました。
17	意見	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (3)外部ネットワークの視点での調達範囲 図 2-3 外部ネットワーク視点での調達範囲	11	図中の①④の位置が異なっているようです。また、WAN回線～拠点内システムの接続は、物理的には回線～回線終端装置～ルーター等～システムとなります。	調達範囲明確化のため。	ご指摘を踏まえて修正しました。ただし、ネットワーク機器については範囲を示す上で必要なもののみ表記することとしています。
18	意見	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (3)外部ネットワークの視点での調達範囲 図 2-3 外部ネットワーク視点での調達範囲	11	特殊サーバー拠点のコアシステムの枠と外部との接続の間が単に直線で接続されている場合、回線終端装置を介する場合、ルーターを介する場合とに分かれておりますが、他の文書の内容や第二期の構成を踏まえると、 ・住基ネット接続:ルーター等 ・GCのGW接続:FW及びルーター等 ・LGWAN接続:ルーター等 と記載するのが適切と考えます。	調達範囲明確化のため。	ネットワーク機器については範囲を示す上で必要なもののみ表記することといたしました。
19	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (3)外部ネットワークの視点での調達範囲 図 2-3 外部ネットワーク視点での調達範囲	P11	自治体中間サーバーと特殊サーバ拠点との間のネットワークの用途はどのようなものでしょうか。		自治体中間サーバーと特殊サーバー拠点との間のネットワークはLGWANであり、ガバメントクラウドで稼働するインターフェイスシステムから特殊サーバー拠点を經由して自治体中間サーバーと通信します。
20	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (4)本調達の対象となる作業範囲 表 2-2 次期システムの関係事業者間における作業範囲	11	「ミドルウェア提供事業者」の役割に一部空欄があります。ご修正いただけますと幸いです。		ご指摘のとおりであるため修正しました。
21	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (4)本調達の対象となる作業範囲 表 2-2 次期システムの関係事業者間における作業範囲	11	特殊サーバー稼働環境設計・設置において、「設計・開発事業者」に「△」があります。設計・開発事業者における役割を明確にさせていただきたく存じます。		機器やネットワークに求める詳細要件を提示することを想定しています。

No.	質問/意見	文書名	項目名	ページ	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
22	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (4) 本調達の対象となる作業範囲 表 2-2 次期システムの関係事業者間における作業範囲	11~12	詳細については、要件定義書の別紙1に記載された内容に従うと考えて良いでしょうか。		ご認識のとおりです。その旨追記します。
23	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (4) 本調達の対象となる作業範囲 表 2-2 次期システムの関係事業者間における作業範囲	11~12	「ソフトウェアライセンス提供」は、ミドルウェア提供事業者のみ「○」となっておりますが、特殊サーバーでも住基ネット通信サーバーの機器整備概要に記載があるソフトウェアは提供する想定です。また、ガバメントクラウドが提供するライセンスも使用される認識で、こちらも「○」が入る想定です。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
24	質問	調達仕様書案	2.2 調達範囲 (4) 本調達の対象となる作業範囲 表 2-2 次期システムの関係事業者間における作業範囲	12	「標準シート」とは後述(P.16 4.7)の「情報資産管理標準シート」のことでよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。その旨追記します。
25	質問	調達仕様書案	4 作業の実施内容 4.1 プロジェクト管理 (1) 稼働環境設計・構築実施計画書等の作成	12	「運用管理支援事業者と調整の上」と記載がありますが、当該時期は工程管理支援事業者が正しいのではないのでしょうか。		ご指摘のとおりであるため修正しました。
26	質問	調達仕様書案	4 作業の実施内容 4.1 プロジェクト管理 (2) プロジェクト管理の実施	12	「稼働環境設計・構築実施計画書及び稼働環境設計・構築実施要領に従い」と記載があり、それらは標準ガイドラインの「第7章 設計・開発」に記載されている内容とあります。一方、羅列されている各種管理項目は「第9章 運用及び保守」の記載内容に見受けられます。どちらが正しいのでしょうか。		「第9章 運用及び保守」が正しいため、修正します。
27	質問	調達仕様書案	4.2 特殊サーバー稼働環境設計・構築 (1) 稼働環境設計	13	住基やLGWANとの調整について触れられていないように見受けられます。特にLGWANに対しては、IPアドレスの払い出しやDNS登録などの申請行為が発生する認識です。役割分担などを明記していただけますと幸いです。		受注者に求める役割について追記いたしました。
28	質問	調達仕様書案	4 作業の実施内容 4.2 特殊サーバー稼働環境設計・構築 (1) 稼働環境設計 表 4-1 特殊サーバー及び設置場所に求める主な要件	13	項番3及び4に関して、「AP保守・運用事業者に対し」とありますが、設計・開発事業者に環境を提供した以降から必要と思われるため、設計・開発事業者も対象になるのではないのでしょうか。		ご指摘のとおりであるため修正しました。
29	意見	調達仕様書案	4 作業の実施内容 4.2 特殊サーバー稼働環境設計・構築 (1) 稼働環境設計 表 4-1 特殊サーバー及び設置場所に求める主な要件	13	項番3「OSのセキュリティ脆弱性に対応したパッチを提供」とありますが、特殊サーバーで利用するMWは特殊サーバー等提供事業者により提供される想定のため、「特殊サーバー等提供事業者が提供するOS及びMWのセキュリティ脆弱性に対応したパッチを提供」と記載するほうが良いのではないのでしょうか。	事業者間の役割分担を適正化するため。	ご指摘のとおりであるため修正しました。
30	質問	調達仕様書案	4.2 特殊サーバー稼働環境設計・構築 表 4-1 特殊サーバー及び設置場所に求める主な要件	13	運用機能の提供について、追記いただきたく存じます。具体的には、設計・開発によるバックアップ運用機能が設計可能なようにshellまたはAPIを提供する旨など記載していただきたく存じます。また、DRの機能は提供していただきたく存じます。その際には、NWS本体はDRしないが特殊サーバー拠点のみDRした場合(逆も然り)でも安定した運用を可能とし、NWS本体のDR切り替え時間と遜色ないレベルでのDR機能を提供していただきたく存じます。		ご指摘を踏まえ、バックアップ機能の連携等、必要と考えられる要件を追加しました。
31	意見	調達仕様書案	4.2 特殊サーバー稼働環境設計・構築 (1) 稼働環境設計	13	基盤設計は図1-3 全体想定スケジュールでは、2023年7月末までとなっております。一方、本文には「なお、設計内容は、設計・開発事業者が行う論理サーバー設計、論理ネットワーク設計等の内容を踏まえること。」の記載もありませんが、設計・開発の設計期間は2023年9月中旬までとなっております。設計・開発の設計内容を十分に踏まえることができない可能性があります。なお書きについて、特殊サーバー等の基盤設計が完了するまでに確定した要件等に修正いただくか、論理サーバー設計、論理ネットワーク設計等の内容は、基盤設計完了前までに確定していただく必要があります。	特殊サーバー構築後の手戻り防止のため。	設計・開発事業者の論理設計は7月完了を想定しております。また、基盤設計については8月完了にいたしました。このため、論理設計の内容を反映することは十分に可能です。
32	質問	調達仕様書案	4.2 特殊サーバー稼働環境設計・構築 (3) 特殊サーバー稼働環境動作確認テスト	14	「受注者は、設置した特殊サーバー等の動作確認テストを実施し、その結果をデジタル庁へ報告し確認を受けること」の記載があります。「動作確認」の範囲について、明記していただきたく存じます。		ご指摘を踏まえて追記いたしました。
33	質問	調達仕様書案	4.3 稼働環境提供 (2) 特殊サーバー等監視	14	「一方、物理機器等において通信のブロックを設定通り行っているものの、そのブロック量が平時に比べて過大である場合等において、それを検知し、主管組織及び設計・開発事業者及びAP保守・運用事業者・主管組織に通知・提供すること」の記載があります。ご提供いただけるものについて、ご教示いただけますと幸いです。		受注者がファイアウォール等による通信の遮断した件数を意図しています。意図が明確になるよう「ブロック量」等の表現を改めます。閾値や効率的な方法については、全体通信量を踏まえ設計工程で検討することとします。
34	質問	調達仕様書案	4.3 稼働環境提供 (2) 特殊サーバー等監視	14	「一方、物理機器等において通信のブロックを設定通り行っているものの、そのブロック量が平時に比べて過大である場合等において、それを検知し、主管組織及び設計・開発事業者及びAP保守・運用事業者・主管組織に通知・提供すること」の記載について、 ①ブロック＝帯域と読み替えてよろしいでしょうか。 ②その場合は、必要帯域については、要件定義書に記載いただくようお願いいたします。 ③検知及び通知に際しての閾値の指定がありましたら、要件定義書に記載いただくか、事業者からの提案とする等での記載をお願いします。		同上
35	質問	調達仕様書案	4.3 稼働環境提供 (2) 特殊サーバー等監視	14	「特殊サーバー等の稼働状況やリソース仕様状況について、デジタル庁、設計・開発事業者及びAP保守・運用事業者にて参照可能な機能を構築し提供すること。」という記載がありますが、デジタル庁様、設計・開発事業者様は、例えばGC上に構築される運用管理系のゲートウェイサーバー(踏み台サーバー)等に外部からネットワーク接続できる環境を持つ想定になっております。(第二期においても、設計・開発事業者様は構築期間のみ暫定で接続を受ける追加対応を行っております。第三期でも必要になる場合は、要件に含めていただくようお願いいたします。)		設計・開発事業者の提案に基づき、ガバメントクラウドへのVPN接続や、構築期間中に利用するゲートウェイサーバーとなるインスタンスの設定など可能とすることを想定しております。
36	質問	調達仕様書案	4.6 訓練	16	欠損:表のタイトル 「表4-3」の記載になるものと思われる。	参照対象を明確にするため	4.7中の表について、図表番号を追加しました。
37	質問	調達仕様書案	4.8 撤去 (1) 撤去作業に関する事項	17	Gov-Cloudを含め、サービス提供として提供しているハードディスクに関しても、撤去時にはハードディスクのデータ消去に加え、物理的な廃棄等が必要になるのでしょうか。廃棄が必須となる場合、コスト増となってしまうため確認させていただきます。		受注者が設置した機器については、物理的な廃棄等まで必須といたします。
38	質問	調達仕様書案	5 納入成果物 (1) 納入成果物の一覧と想定する提示時期 表5-1 納入成果物の一覧と想定する提示時期 10 外部ネットワーク整備完了報告書	18	想定提示時期が2023年11月末となっております。その時期までに接続先までの回線開通が必要でしょうか。その場合接続先とのスケジュール調整は実施済みでしょうか。第二期においては、接続先との調整期間等もあり、サービス提供開始以降、段階的に整備を実施しております。		外部ネットワークとの接続は、総合テスト開始の2024年3月末までの開通とすることに修正いたしました。
39	質問	調達仕様書案	7.1 作業実施体制	21	誤記:表のタイトル 「表6-1」→「表7-1」の誤記と思われる。	他箇所との混同を避けるため	誤記であるため修正します。
40	質問	調達仕様書案	8.8 その他文書、標準への準拠 (1) プロジェクト計画書等	26	記載の「プロジェクト計画書」については、受注者が任意の様式で作成するもので、納品対象としては、「環境設計・構築実施計画書及び環境設計・構築実施要領」のみとなることで認識はあっておりますでしょうか。		プロジェクト計画書は発注者が作成するもので、受注者が作成するのは「環境設計・構築実施計画書及び環境設計・構築実施要領」です。この点明確になるよう、記載を改めました。
41	質問	調達仕様書案	9.3 検収	28	「表 4-3 納入成果物の一覧と想定する提示時期」は誤記のようです。 「表5-1 納入成果物の一覧と想定する提示時期」		誤記であるため修正します。
42	質問	要件定義書	3.2 システム方式に関する事項 (2) 情報システムの全体構成 図3-1 情報提供ネットワークシステム等の全体構成イメージ	3-4	①②③④⑩⑪の位置がずれていないでしょうか。		ご指摘を踏まえて見直しました。

No.	質問/意見	文書名	項目名	ページ	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
43	質問	要件定義書	3.3 規模に関する事項 (1) 機器数及び設置場所 表 3-3 第三期情報提供ネットワークシステム等の想定機器数及び設置場所	3-5	「特殊サーバー(住基ネット接続サーバー等)」とありますが、住基ネット接続サーバー以外に特殊サーバーはない認識ですが、「等」とは何を意図しているのでしょうか。		誤記であるため修正いたしました。
44	質問	要件定義書	3.3 規模に関する事項 (1) 機器数及び設置場所 表 3-3 第三期情報提供ネットワークシステム等の想定機器数及び設置場所	3-5	補足に「メインセンター」や「バックアップセンター」と記載がありますが、おそらく「主たる運用環境」や「災害対策環境」を指しているものと思いますが、言語を統一いただければ幸いです。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
45	意見	要件定義書	3.3 規模に関する事項 (1) 機器数及び設置場所 表 3-3 第三期情報提供ネットワークシステム等の想定機器数及び設置場所	3-5	機器設置場所については、図3-11には特殊サーバー設置環境が2か所ございます。それぞれ必要な台数を設置場所毎・環境毎に明確にしていただけいでしょうか。		別紙2に記載します。
46	質問	要件定義書	3.3 規模に関する事項 (1) 機器数及び設置場所 表 3-3 第三期情報提供ネットワークシステム等の想定機器数及び設置場所 ※(注記部分)	3-5	メインセンター:本番環境と改修確認環境が稼働 バックアップセンター:DR 環境と改修確認環境が稼働 の場合となっております。 改修確認環境はメインセンター・バックアップセンター双方に記載がありますので、意図を確認してください。 また、接続検証環境の配置の記載もお願いします。		誤記であるため修正いたしました。
47	質問	要件定義書	3.3 規模に関する事項 (2) データ量 表3-8 情報提供ネットワークシステムの想定データ容量	3-8	想定データ容量は、本番環境のみの値でしょうか。 それとも他の環境も含んでいるでしょうか。 含まれていない場合は、他の環境の容量の記載をお願いします。		データ容量については、データベースの表領域のサイズのみを記載することといたしました。設計・構築事業者においてはこれをもとに、各環境で必要なストレージのサイズを算出することとなります。
48	意見	要件定義書	3.4 性能に関する事項 (2) 性能に係る対策	3-12	「ミドルウェア提供事業者及び特殊サーバー等提供事業者は、「3.11 情報システム稼働環境に関する事項」に示す稼働環境を提供すること。」という記載になっておりますが、3.11はシステム全体に対する環境の記載となっており、全てを対応出来ない認識です。		当該性能に係る記述については、各事業者が提供する範囲のみが対象であることを明記しました。
49	質問	要件定義書	3.6 拡張性に関する事項 (2) サーバー拡張性	3-15	特殊サーバーに対しても、スケールイン/アウトの対応が必要でしょうか。 第二期の住基ネット通信サーバーの機器整備概要では「2ノードクラスタ構成(稼働系/待機系)による冗長構成とすること。」という前提条件の記載があります。 なお、耐タンパー装置(ハードウェアアプライアンス)については、2台以上の冗長構成、複数台で構成する場合は負荷分散される旨の記載があります。スケールインについては無い想定ですが、スケールアウトについては、特に制限されているとは読めませんでした。 第三期向けには、機器整備概要は更新予定でしょうか。		特殊サーバーについては仕様は最小台数であるため、スケールインについては想定不要です。スケールアウトについては効率性を踏まえた提案を求めるものです。 機器整備概要は更新を予定しています。
50	意見	要件定義書	3.9 継続性に関する事項 (2) 継続性に係る対策	3-19	「特殊サーバー等提供事業者は、情報システムを構成する機器類の故障、災害等によりその機能が失われた場合に備えた予備機の配置、冗長化、バックアップ、リストア等に関して必要な対策を行うものとし、継続性に係る目標値を達成するための対策について、投資対効果を考慮して稼働環境を構築すること。」という記載になっておりますが、システム全体に対するの保証は困難で、提供範囲に限定される認識です。		当該継続性に係る記述については、事業者が提供する範囲のみが対象であることを明記しました。
51	質問	要件定義書	3.9 継続性に関する事項 (2) 継続性に係る対策 (ア)耐障害性 (イ)データバックアップ	3-19	特殊サーバーのバックアップについても、クラウドサービスが提供する機能を利用することが必須でしょうか。 この場合、バックアップ・リストアについては設計・開発事業者が仮想サーバーのバックアップと併せて、バックアップ・リストアの設計・実装を実施することが、通常運用やDR代替作業を円滑に行えることの前提となる認識です。 特殊サーバーについては、第二期の要件を継続できないでしょうか。		特殊サーバーのバックアップについては、特殊サーバー側機能(例としてバックアップ用のミドルウェアを用いることにより)として実現する想定としております。 この点明確になるよう、記載を改めました。また、調達仕様書4.2(1)中の表4-1項番9に示すとおり、操作については、ガバメントクラウド側から操作できることを前提とします。
52	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項	3-21	「ガバメントクラウド管理主体と、ミドルウェア提供事業者及び特殊サーバー等提供事業者の対応範囲を確認し、それぞれの対応内容に漏れが生じないように対策を取ること。」とありますが実施主体はどの事業者となりますでしょうか。		各事業者が自らの責任分界において適切に対策する事が必要ですが、本システム全般にわたる情報セキュリティの観点については、確認・対策の主体が設計・開発事業者である旨追記しました。
53	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番1 脆弱性対策 1枠目の一項目	3-22	「定期的に脆弱性診断を実施すること」に関しては特殊サーバーについても提供するハードウェアに関しては対象になるのではないのでしょうか。 一方で、その他の記載内容は設計・開発及びAP保守・運用が主体になると思しますので、別行で表現いただくのが良いと思います。	対応主体明確化のため。	ご指摘を踏まえて修正いたしました。
54	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番1 脆弱性対策 2枠目の一項目	3-22	対象は特殊サーバー等提供事業者が提供するハードウェア及びソフトウェアとなる認識ですがよろしいでしょうか。 よろしければ、その旨の記載をお願いします。		当該セキュリティ対策については、各事業者が提供する範囲のみが対象であることを明記しました。
55	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番1 脆弱性対策 2枠目の二項目	3-22	対象がファームウェアの場合は、特殊サーバー等提供事業者が対応主体となる認識ですが、ソフトウェアの場合は設計・開発事業者またはAP保守・運用事業者が対応主体となる認識です。(第二期と同様の分担を想定しています)		ソフトウェアについてはミドルウェアの誤記であるため修正しました。
56	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番1 脆弱性対策 3枠目の一項目	3-22	ミドルウェア提供事業者が提供するソフトウェアについてはミドルウェア提供事業者で対応可能ですが、GCから提供を受けるソフトウェアについては、ミドルウェア提供事業者からは提供しないため、他の事業者での実施が必要ではないでしょうか。		各事業者が提供する範囲のみが対象であることを明記しました。
57	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番4 アクセス制御 3.6枠目	3-24	「ミドルウェア提供事業者は、提供するミドルウェアについて、同等の設定・管理を行うこと。」との表現が2箇所あります。ミドルウェア提供事業者はライセンス提供若しくはパッチ情報の提供等を担う認識ですが、ここでいう「同等の設定・管理」とは具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。		ご指摘を踏まえ、ミドルウェア提供事業者の役割を再整理し、「同等の設定・管理」を求める項目を削除しました。
58	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番5 機密性・完全性の確保(通信) 2枠目	3-25	すべての回線を特殊サーバー等提供事業者が提供するものではなく、各回線の提供元が対応主体となる認識です。		事業者が提供する通信回線が対象である旨記載しました。

No.	質問/意見	文書名	項目名	ページ	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
59	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番6 機密性・完全性の確保(データ) 1枠目	3-25	特殊サーバー等提供事業者は、提供するハードウェア・回線などの暗号化などの措置は対応主体となる認識ですが、その他については設計・開発事業者またはAP保守・運用事業者が対応主体となる認識です。 また、ディスク上に保管している重要情報についても、アプリケーションやミドルウェア等で暗号化済みの場合は、設計・開発事業者またはAP保守・運用事業者が対応主体となる認識です。 『データの窃取を防止』という観点においては特殊サーバー等提供事業者は物理的に防止するという対策が考えられますので、対応主体を明確にするため、対象外のことを別行に記載いただくか、部分的に該当することを明示的に記載いただくことをご検討願います。		ご認識のとおりです。
60	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番7 機密性・完全性の確保(鍵管理) 1枠目	3-26	本項目に対しての、特殊サーバー等提供事業者はハードウェアの提供のみとなる認識です。同一枠内で対応する事項と関係しない事項が混在しておりますので、内容と対応主体が合うように枠を分けてもらえないでしょうか。		ご指摘を踏まえ、表現を見直しました。
61	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番8 ログ管理 1枠目	3-26	”取得対象とするログ及び保管期間は、「3.11(2)(ウ)③ログの保管」による”とあります。当該箇所を確認すると、仮想サーバーであるログ分析サーバーへ保管するとあります。以上より、対象とするログは設計・開発事業者等の取り扱うものであり、特殊サーバー等提供事業者は対象外と見受けられます。		ログの取得や転送等の設定を行うことを想定しています。
62	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番8 ログ管理 1枠目の六項目	3-27	時刻同期元は、日本標準時(NICT提供)が基になっている認識でよろしいでしょうか。 システムの基盤としては、大別してガバメントクラウド、特殊サーバー等、外部接続回線(複数運営主体・キャリア)があり、それらも含めてシステムとする場合には、NWSシステム内での完全な時刻同期は困難な認識です。 各事業者は各々、日本標準時に基づき時刻同期をしていれば、要件は満足されると考えてよろしいでしょうか。		ご認識のとおり、日本標準時に基づく時刻同期を想定しております。
63	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番9 不正監視(装置)	3-27	本項の対象は、特殊サーバー等提供事業者が提供するサービスを構成する装置の認識ですが、相違ないでしょうか。		ご認識のとおりです。
64	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番9 不正監視(装置)	3-27	本要件を満たすために、特殊サーバーに必要なソフトウェアの導入や設定を実装してよいでしょうか。		アプリケーションの動作に支障がない範囲で、導入・設定は可能です。
65	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番10 不正監視(ネットワーク) 1.2枠目	3-28	対応主体が担当する外部ネットワークの記載いただくか参照先の記載をお願いします。		事業者が提供する通信回線が対象である旨記載しました。
66	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番10 不正監視(ネットワーク) 1.2枠目	3-28	住基ネット接続回線は対象になるでしょうか。 その場合は、住基ネットとの接続条件に記載がない機器の導入が必要になると思われますので、確認をお願いします。		接続条件にないため、対象としない想定です。
67	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番10 不正監視(ネットワーク)	3-28	第二期では、FWIにおいて同一送信元IPアドレスで10件以上/日のドロップログ発生有無(有の場合は対象のIPアドレス等)を毎営業日にAP保守・運用事業者へご連絡しています。 第三期も当該運用が必要な場合、通信はガバメントクラウド側のFWIにてドロップされるログを確認することで上記を満たせると想定されます。要件として追加が必要ではないでしょうか。		特殊サーバー拠点でFWで遮断することとしています。閾値や効率的な方法については、全体としての通信量等を踏まえ設計において明確化される事項と考えます。
68	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番10 不正監視(ネットワーク)	3-28	特殊サーバー設置環境からガバメントクラウドへの接続にあたって当該要件は実施対象になりますでしょうか。 ガバメントクラウド側で実施される想定ですが、特殊サーバー設置環境側も必要になりますでしょうか。		特殊サーバー設置環境側でも実施が必要と想定しております。
69	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番13 通信回線対策 1.2枠目	3-29	対応主体が担当する通信回線を記載いただくか参照先の記載をお願いします。		事業者が提供する通信回線が対象である旨記載しました。
70	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番13 通信回線対策 2.3枠目	3-29	住基ネット接続回線は対象になるでしょうか。 その場合は、住基ネットとの接続条件に記載がない機器の導入が必要になると思われますので、確認をお願いします。		接続条件にないため、対象としない想定です。
71	意見	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番13 通信回線対策 3枠目	3-29	通信回線を經由する外部からの接続は、は特殊サーバー等提供事業者が提供する範囲以外からもありますので、1.2枠目と同様の対応をお願いします。		ご指摘等踏まえて、項番13全体の構成について見直しました。
72	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番13 通信回線対策 6枠目	3-30	住基ネット接続回線は対象になるでしょうか。 その場合は、住基ネットとの接続条件に記載がない機器の導入が必要になると思われますので、確認をお願いします。 また、本回線は住基ネットとの特定通信のみに限定して使用される単一用途の回線の為、輻輳状態は業務量に応じて発生する認識です。サーバー側で対処するか、回線の帯域拡張による対策が適切と考えます。		住基ネット接続回線は対象としない構成です。 また、ご指摘等踏まえて、項番13全体の構成について見直しました。
73	質問	要件定義書	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番18 機器等の調達における対策	3-32	ミドルウェア提供事業者はライセンスを提供するため、”不正プログラム等が組み込まれた機器等が納入”には該当しないのではないでしょうか。		ここでいう「機器等」についてはハードウェアのみならずミドルウェア製品についても含みます。当該製品のサプライチェーンリスクへの対応を意味しています。

No.	質問/意見	文書名	項目名	ページ	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
74	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1) 稼働環境の構成	3-35	本節においては、(ア)本番環境、(イ)改修確認環境、(ウ)接続検証環境ともに、主たる運用環境を東京首都圏、災害対策環境を大阪等関西圏に配置とありますが、P.3-50 表3-27の特殊サーバーの配置とは異なっております。仮想サーバーの各環境の配置と特殊サーバーの各環境の配置は異なる想定でよろしいでしょうか。		ご認識のとおり、ガバメントクラウド上に構築するサーバー等と、特殊サーバー等で配置が異なります。正確な記載となるよう修正しました。
75	意見	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1) 稼働環境の構成 (イ)改修確認環境	3-35	特殊サーバーの改修確認環境も2拠点に配置する場合、住基ネット事前検証環境との接続回線が両拠点ともに必要となります。(第二期はBCのみです。)		特殊サーバーの改修確認環境については、関西圏に配置する想定であるため不要です。
76	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1) 稼働環境の構成 (イ)改修確認環境	3-35	政府共通NWの記載がありますが、他の環境と合わせるとGSSではないでしょうか。		誤記であるため修正いたしました。
77	意見	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項	3-35	冒頭の記述は、特殊サーバー等提供事業者が提供する環境から始まっておりますが、住基ネット通信サーバー以外は全て仮想化環境であり、第三期で想定される構成にあっておりません。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
78	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項 表 3-21 コアシステムにおける各種サーバーの概要 項番13	3-38	サーバー名「住基ネット通信サーバー」とあります。その他の箇所では「住基ネット接続サーバー」との記載もありましたがこれらは同一のサーバーを指していますでしょうか。同一であれば、文書も統一いただけますでしょうか。		同一のものであるため、通信サーバーに統一しました。
79	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項 (イ)想定するサーバーズペック一覧	3-41	記載が第二期の内容になっております。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
80	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項 (ウ)各サーバーのディスク構成 ①システム用ディスク	3-41	「特殊サーバーを含めて柔軟に拡張可能」とありますが、物理的に専用の機器を調達する特性上、拡張自体は可能と思いますが、即時拡張などは難しい可能性があります。「柔軟に」とは具体的にどのような対応を想定されておりますでしょうか。		ご指摘を踏まえ、該当の記載については削除しました。
81	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項 (ウ)各サーバーのディスク構成 ④ 想定ディスク容量として示す範囲	3-42	特殊サーバー等提供事業者がバックアップデータの取得方法及びDR 方法を検討するように記載されておりますが、当該事業者が検討する対象となるのは特殊サーバーのみであり、その他のサーバーについては設計・開発事業者等の検討対象となる認識です。検討すべき対象が明確になるように記載を見直していただけますでしょうか。また、想定ディスク容量とありますが、想定サーバーズペック・ソフトウェア一覧を含め、ディスク容量に関する記載がございません。		ご指摘を踏まえ、該当の記載については削除しました。
82	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2)ハードウェアに関する事項 図 3-3 本要件定義書における想定データ容量として示す範囲	3-42	図中の※1～4に対する補足が消えているようです。		調達範囲を踏まえて再検討し、該当の記述については削除しました。
83	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (3) ソフトウェアに関する事項 (イ)想定するソフトウェア一覧	3-47	別紙に記載がありません。		想定する製品名は表中に記載することとし、該当の記述は削除しました。
84	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ネットワークに関する事項 (イ)外部ネットワークの種別及びズペック	3-47	※1:ハードウェア提供事業者が提供する回線」とありますが、特殊サーバー等提供事業者を指すと認識しております。明確化のため「特殊サーバー等提供事業者」に統一いただけますと幸いです。		誤記であるため修正しました。
85	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4)ネットワークに関する事項 (ア)外部ネットワーク構成 (イ)外部ネットワークの種別及びズペック ※6:VPNルーター…	3-47	LGWAN接続においてVPNルーターでIPsec接続を行うのは、インターフェイスシステム集約ASP～自治体中間サーバー間の接続のことでよろしいでしょうか。この場合、インターフェイスシステム集約ASP側のIPsecの終端はガバメントクラウド内でも出来る想定ですが、どのようにお考えでしょうか。		ご意見の方法も技術的には可能ですが、設計・開発事業者(およびAP保守・運用事業者)と特殊サーバー等提供事業者との責任分界が複雑になるためLGWANとの暗号化は特殊サーバー設置拠点を終端とし、特殊サーバー設置拠点からガバメントクラウドはNWS運用主体及び設計・開発事業者(およびAP保守・運用事業者)が管理可能な方式で改めて暗号化することを想定しております。
86	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4)ネットワークに関する事項 (イ)外部ネットワークの種別及びズペック ※2:AP保守…	3-47	表3-26⑥～⑨を参照すると、特殊サーバー設置拠点は含まれていないため、特殊サーバー設置拠点にはOR/BOR回線は引き込まず、GC経由で接続※される想定のため、直接接続しない認識です。よって、※2の記載は不要ではないでしょうか。 ※表3-26⑬⑭では、ガバメントクラウド特殊サーバー設置拠点間回線で、運用等の通信も行う旨の記載がありましたので、OR・BORから特殊サーバーへの接続は、ガバメントクラウド経由で行うようにも読めました。		誤記であるため、ルータに係る記載については削除しました。
87	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4)ネットワークに関する事項 (イ)外部ネットワークの種別及びズペック ※7:環境構築…	3-48	調達仕様書(図1-3)では、「住基ネット接続回線、LGWAN、データ移行用回線は総合テスト実施時期から提供」という記載があります。「本番運用開始前までの基盤提供は必要最小限とする」という記載にあわせると、時期の分割が必要ではないでしょうか。		住基ネット接続回線、LGWAN、データ移行用回線の提供時期は、要件定義書のご指摘の箇所及び調達仕様書(図1-3)に記載したとおりです。必要最低限の提供を求めると以降の記述は削除しました。
88	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ネットワークに関する事項 表3-26「外部ネットワークの種別及びズペック」	48～3-48	項目「利用拠点」にて、「特殊サーバー設置拠点(主)」と「特殊サーバー設置拠点(正)」が混在している。 表3-27との整合で、「特殊サーバー設置拠点(正)」に統一が望ましい。	他表(表3-27)との整合性を確保し混在を避けるため	「正」が正しいため修正いたしました。
89	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ネットワークに関する事項 表3-26「外部ネットワークの種別及びズペック」 ⑤	3-48	センター間接続回線はガバメントクラウド各リージョン間のみ敷設となっておりますが、ガバメントクラウド(東)の改修確認環境～特殊サーバー設置拠点(副)の改修確認環境間の通信は、こちらの回線を利用する想定でよろしいでしょうか。接続検証環境についても同様です。		ご認識のとおり、ガバメントクラウド(東)の改修確認環境～特殊サーバー設置拠点(副)の改修確認環境間の通信には、ガバメントクラウドのリージョン間回線を利用する想定です。
90	意見	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ネットワークに関する事項 表3-26「外部ネットワークの種別及びズペック」 ⑥⑦⑧⑨	3-48～3-49	第二期のMC,BCの回線帯域は100Mbpsとなっております。 また、L2の暗号化(※6)ではなく、IPsec(※6)を使用しています。(第二期AP保守・運用事業者様の指定)		ご指摘を参考として検討し、修正を行いました。
91	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4)ネットワークに関する事項 (イ)外部ネットワークの種別及びズペック 表 3-26 外部ネットワークの種別及びズペック ⑩⑪	3-49	第二期ではMC/BCそれぞれ500Mbps/200Mbpsでの帯域確保(ギャランティタイプ)の提供となっております。第二期も調達当初の要件は200Mbps/100Mbpsとなっておりますが、いずれも帯域保証が求められると認識していますが、当該帯域では帯域保証が選択できず、上記帯域の帯域確保に変更した経緯がございます。今回も同様であれば500Mbps/200Mbpsへの変更をご検討願います。		ご指摘を参考として検討し、修正を行いました。
92	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ネットワークに関する事項 表3-26「外部ネットワークの種別及びズペック」 ⑮⑯	3-50	住基ネット検証環境のWAN接続はシングル構成となっております。バックアップ回線も必要でしょうか。 (冗長構成に変更する場合は、住基ネットにも調整いただく必要があります)		ご指摘を参考として検討し、修正を行いました。
93	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ネットワークに関する事項 表3-26「外部ネットワークの種別及びズペック」 ⑮⑯	3-50	改修確認環境を、(副)の拠点のみで稼働させる場合は、⑮は不要となる認識です。第二期はBCのみでの運用で、回線もBCのみの準備となっております。(二拠点に変更する場合は、住基ネットにも調整いただく必要があります。)		(副)の拠点が利用不可の場合に(正)の拠点を改修確認環境を稼働させる想定であるため、⑮を調達対象としております。
94	質問	要件定義書	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (5) 施設・設備に関する事項	3-50	第二期では「外部サービス利用に関する事項」がございましたが、第三期では不要になったということでしょうか。		ガバメントクラウド以外の外部サービスの利用は想定しておりません。
95	質問	要件定義書	3.15 教育訓練に関する事項 (2) 教育訓練の実施 本文及び(イ)教育訓練の対象及び内容	3-62	AP保守・運用事業者が教育訓練を実施と記載されておりますが、(イ)に教育訓練の対象は各事業者と記載されておりますが、AP保守・運用事業者が作成した教育訓練実施計画を基にする必要がございますでしょうか。事業者ごとに策定した計画で実施してもよいのではないのでしょうか。		設計・開発事業者の誤記であるため修正しました。

No.	質問/意見	文書名	項目名	ページ	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
96	意見	要件定義書	3.17 保守に関する事項 (1) 保守業務の対応時間及び体制 (イ) 保守体制	3-75	ミドルウェア提供事業者及び特殊サーバー等提供事業者が実施する保守範囲は、各事業者が提供する範囲となる認識です。明記をお願いします。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
97	質問	要件定義書	3.17 保守に関する事項 (1) 保守業務の対応時間及び体制 (ウ) 作業場所	3-75	ミドルウェア提供事業者及び特殊サーバー等提供事業者の作業場所については、作業効率等への影響が少ないと思われるため、対象外ではないのでしょうか。 当該場所での作業が必要な場合、ORBORに要員配置用のスペース・仕物の準備、監視運用等設備を設置させていただく必要があります。		ご指摘を踏まえ、運用施設での作業は原則に留めることとし、その旨記載しました。
98	質問	要件定義書	3.17 保守に関する事項 (3) ハードウェアの保守要件	3-77	対象は特殊サーバー等提供事業者が提供するハードウェアのみとなる認識ですがよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。3.17(1)(イ)及び表3-41にその旨明記しました。
99	質問	要件定義書	3.17 保守に関する事項 (3) ハードウェアの保守要件 (ウ) リソース追加作業	3-78	デジタル庁様より提示いただく業務量から、必要なリソース容量を策定する為の、基礎数値・係数等はご提供いただけるということでしょうか。		要件定義書に記載しているほか、業務量、リソース使用量等の実績資料について閲覧資料として提示する予定です。
100	意見	要件定義書	3.17 保守に関する事項 (3) ハードウェアの保守要件 (ウ) リソース追加作業	3-78	リソース増強の作業自体は、特殊サーバー等提供事業者が実施可能ですが、動作確認についてはOS側からの確認も必要であり、設計・開発事業者またはAP保守・運用事業者の確認も必要となる認識です。		ご指摘を踏まえ、動作確認の役割分担について追記しました。
101	質問	要件定義書	3.17 保守に関する事項 (3) ハードウェアの保守要件 (ウ) リソース追加作業 (エ) パージョンアップ作業	3-78	分担については、「別紙1: 第二期情報提供ネットワークシステムの基盤対応に係る役割分担表」のとおりでよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。
102	意見	要件定義書	3.17 保守に関する事項 (4) ソフトウェア製品の保守要件	3-78~ 3-79	ソフトウェアに関しては、ガバメントクラウド提供とミドルウェア提供事業者の提供に分かれる認識ですが、対応の分担としては、「別紙1: 第二期情報提供ネットワークシステムの基盤対応に係る役割分担表」への質問・意見に記載しているのとおりです。		ご意見を踏まえて記載を見直しました。
103	要件定義書	3.17 保守に関する事項 (4) ソフトウェア製品の保守要件 (ア) 障害対応	3-79	ミドルウェア提供事業者、特殊サーバー等提供事業者及びガバメントクラウドからそれぞれミドルウェアを提供する認識ですが、一元化窓口の対象はそれぞれが提供するソフトウェアのみの認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりですので、記載を修正いたしました。	
104	質問	要件定義書	3.17 保守に関する事項 (4) ソフトウェア製品の保守要件 表 3-43 項番1 作業区分: パッチ情報の提供 及び (ウ) ソフトウェアパッチのリリース情報の確認	3-79	パッチ情報の提供について実施者はミドルウェア提供事業者となっておりますが、(ウ)にてAP保守運用事業者がパッチのリリース状況を定期的に確認することが記載されております。 事業者間の線引きについては第二期と同じくミドルウェア提供事業者が提示したパッチ情報に基づいてAP保守運用事業者がリリースを確認するという認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。正確な記載となるよう修正いたしました。
105	質問	要件定義書	5 各非機能要件の対象となる事業者 3.12 テストに関する事項 (3) テストの目的、内容	5-3	P.3-53,54 表3-28の内容では、実施主体のみ記載となっておりますが、ミドルウェア提供事業者・特殊サーバー等提供事業者が関係するのは、総合テスト、受入テストでの支援観点でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。
106	質問	要件定義書	5 各非機能要件の対象となる事業者 3.12 テストに関する事項 (4) テスト環境	5-3	特殊サーバー等提供事業者が関係するのは、テスト実施に際して、提供する設備上での試験となるという観点でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。
107	質問	要件定義書	5 各非機能要件の対象となる事業者 3.17 保守に関する事項 (4) ソフトウェア製品の保守要件	5-5	特殊サーバー等提供事業者も、住基ネット通信サーバーの機器整備概要に記載されるソフトウェアを提供する想定の為、対象になる認識です。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
108	質問	要件定義書	-	-	第二期ではシステムを構成する基盤部分もインターネットと物理的に接続しないことが求められ、特定個人情報保護評価書にも物理的に分離している旨が記載されています。第三期も同様であれば、その旨を追記いただければと存じます。		情報提供NWSでは引き続きインターネットを利用しません。本調達の対象である特殊サーバー等について、インターネットと物理的に接続しない旨、3.11(4)ネットワークに関する事項に追記しました。
109	質問	(別添1別紙1)役割分担表	全般	1 / 3	【稼働前】の工程において、初期から「ミドルウェア提供事業者」は確定していますでしょうか。 事業者確定前の工程では「MW提供」に分担が付かない想定です。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
110	質問	(別添1別紙1)役割分担表	設計 要件確認 システム基盤構成要件確認	1 / 3	「特殊サーバー」における「△」は「特殊サーバー等提供事業者」が提供する範囲に対する情報提供でよろしいでしょうか。 「GC」からも情報提供が必要ではないでしょうか。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
111	質問	(別添1別紙1)役割分担表	設計 サーバー構成検討 運用、保守手順書作成	1 / 3	「特殊サーバー」、「MW提供」に対する「○」は第三期の提供対象に対して、第二期と同内容を想定すれば良いでしょうか。		作業内容についてはご認識のとおりです。
112	質問	(別添1別紙1)役割分担表	設計 調達 特殊サーバー等(サーバー機器、ネットワーク機器等)の調達	1 / 3	タスク詳細では、設計書等を踏まえて調達となっておりますが、事業者確定時点でRFPIにより調達物品は確定している認識です。この項目は対象外ではないでしょうか。		ここでは、受託事業者が実際に調達手配を行う作業であるため対象外とはいたしません。
113	質問	(別添1別紙1)役割分担表	開発・構築、テスト 稼働環境構築(特殊サーバー等) 特殊サーバー動作検証	1 / 3	「特殊サーバー」は、初期設定(OSインストールまで)を実施した特殊サーバーに対しての動作検証を実施する認識です。設計・開発事業者によるOSの追加設定やミドルウェア導入、その後の動作検証の項目が必要ではないでしょうか。		「ミドルウェアのセットアップ、動作確認」として行う想定です。
114	質問	(別添1別紙1)役割分担表	開発・構築、テスト 開発、テスト 総合テスト 運用検証	1 / 3	「特殊サーバー」、「MW提供」における「△」はそれぞれが提供する範囲に対する支援を行うことでよろしいでしょうか。 「GC」の対応も必要ではないでしょうか。		支援範囲についてはご認識のとおりです。 ガバメントクラウドについては、サービス提供のみ行う想定です。
115	質問	(別添1別紙1)役割分担表	情報システムの移行 情報システムの移行 移行計画書作成	2 / 3	「特殊サーバー」、「MW提供」における「△」はそれぞれが提供する範囲に対する支援を行うことでよろしいでしょうか。 「GC」の対応も必要ではないでしょうか。		支援範囲についてはご認識のとおりです。 ガバメントクラウドの作業は想定しておりません。
116	意見	(別添1別紙1)役割分担表	情報システムの移行 情報システムの移行 移行リハーサル 移行作業	2 / 3	環境提供とMW提供が“(ブランク)”になっていますが、要件定義書の3.13移行に関する事項においてはいずれの事業者も必要に応じて協力するよう記載されておりますので、“(ブランク)”ではなく△になるのではないのでしょうか。	スコープ明確化のため。	ご指摘を踏まえて修正いたしました。
117	質問	(別添1別紙1)役割分担表	情報システムの移行 情報システムの移行 本番切替	2 / 3	「特殊サーバー」、「MW提供」における「△」はそれぞれが提供する範囲に対する支援を行うことでよろしいでしょうか。 「GC」の対応も必要ではないでしょうか。		支援範囲についてはご認識のとおりです。 ガバメントクラウドについては、サービス提供のみ行う想定です。
118	質問	(別添1別紙1)役割分担表	引継ぎ・教育 引継ぎ 環境利用手順書、維持手順書等の整備	2 / 3	「特殊サーバー」、「MW提供」に対する「○」は第三期の提供対象に対して、第二期と同内容を想定すれば良いでしょうか。 GC部分に対するこれらの対応は、設計・開発事業者・GCにて実施するのではないのでしょうか。		作業内容についてはご認識のとおりです。 ガバメントクラウド部分については、ドキュメント提供のみ行う想定です。
119	質問	(別添1別紙1)役割分担表	引継ぎ・教育 引継ぎ	2 / 3	上記以外で「特殊サーバー」、「MW提供」に対する「△」は第三期の提供対象に対して、第二期と同内容を想定すれば良いでしょうか。 要件定義書の3.14引継ぎに関する事項においてはいずれの事業者も引き継ぐように記載されておりますので、△ではなく○となるのではないのでしょうか。		ご指摘を踏まえて検討し、「特殊サーバー」、「MW提供」についても「○」としました。
120	質問	(別添1別紙1)役割分担表	引継ぎ・教育 引継ぎ 引継ぎの実施	2 / 3	タスク詳細においてハードウェア等提供事業者とありますが、特殊サーバー等提供事業者のことと思います。認識があつておりましたら、表記を統一いただけますでしょうか。	スコープ明確化のため。	ご指摘を踏まえて修正いたしました。
121	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働前> 保守 外部ネットワークの保守	2 / 3	「特殊サーバー」の対象は、特殊サーバー等提供事業者が提供する回線のみとなる認識です。 他の事業者に対しても「○」が必要ではないでしょうか。	スコープ明確化のため。	ご指摘を踏まえて対象を追記しました。なお、OR/BORとのネットワークについては、「運用環境の維持」に含まれます。

No.	質問/意見	文書名	項目名	ページ	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
122	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働前> 監視 特殊サーバー等監視手段の提供	2 / 3	「特殊サーバー」が担当となっておりますが、特殊サーバーのOS以上の監視手段の提供及び監視は、設計開発が実施する認識です。	設計開発が設計・構築する範囲が監視対象の認識で第二期でも同様です。	ご指摘を踏まえて修正いたしました。
123	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働前> 監視 仮想サーバー、特殊サーバー、仮想NW等の監視	2 / 3	「特殊サーバー」も担当となっておりますが、仮想サーバーの監視手段の提供及び監視は、設計開発が実施する認識です。特殊サーバーのOS以上の監視手段の提供及び監視は、設計開発が実施する認識です。仮想NWの監視は、設計開発が実施する認識です。	設計開発が設計・構築する範囲が監視対象の認識で第二期でも同様です。	ご指摘を踏まえて修正いたしました。
124	質問	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働前> 監視 外部ネットワークの監視	2 / 3	「特殊サーバー」が実施するのは、「特殊サーバー等提供事業者」が提供する範囲に対してになる認識です。GCで提供される外部ネットワークについては対象外でよろしいか。		ご認識のとおりです。
125	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働前> 障害対応 特殊サーバーの障害対応	2 / 3	「特殊サーバー」が実施するのは、「特殊サーバー等提供事業者」が提供するハードウェアの故障対応・解析、ソフトウェアの故障解析です。設定変更は障害対応には含まれない認識です。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
126	質問	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働前> セキュリティパッチ適用 セキュリティパッチ公開情報の取得	2 / 3	「特殊サーバー」、「MW提供」が提供する物品・ソフトウェアに対してはそれぞれの事業者で対応が必要と考えられますが、GCで提供されるソフトウェアについては、GCからの提供を受けるものではないのでしょうか。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
127	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働後> 保守 外部ネットワークの保守	3 / 3	「特殊サーバー」が実施するのは、「特殊サーバー等提供事業者」が提供する範囲に対してになる認識です。GCで提供される外部ネットワークについては対象外となる認識です。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
128	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働後> 監視 仮想サーバー、仮想NW等の監視	3 / 3	「特殊サーバー」は「△」となっておりますが、無印の認識です。仮想サーバー、仮想NWの監視は、環境提供に係る範囲ではありません。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
129	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働後> 監視 特殊サーバーハードウェアの監視	3 / 3	稼働前と同様に環境提供で実施する想定です。	設備自体は「特殊サーバー等提供事業者」の資産として提供する為、「特殊サーバー」が監視する想定でした。そのような要件であれば、対応可能か検討します。	ご指摘を踏まえて修正いたしました。
130	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働後> 監視 仮想サーバー、仮想NW等の監視	3 / 3	「特殊サーバー」は「△」となっておりますが、無印の認識です。仮想サーバー、仮想NWの監視は、環境提供に係る範囲ではありません。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
131	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働後> 監視 外部ネットワークの監視	3 / 3	「特殊サーバー」が実施するのは、「特殊サーバー等提供事業者」が提供する外部ネットワークが対象となります。それ以外は他事業者が実施する認識です。		ご認識のとおりです。
132	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働後> 障害対応 特殊サーバーの障害対応	3 / 3	「特殊サーバー」が実施するのは、「特殊サーバー等提供事業者」が提供するハードウェアの故障対応・解析、ソフトウェアの故障解析です。設定変更は障害対応には含まれない認識です。		ご指摘を踏まえて修正いたしました。
133	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働後> 増強・縮小 特殊サーバーリソース変更、疎通確認	3 / 3	タスク詳細の内容は計画の事前提示が必要です。	オンプレでの準備となる為。都度、個別調整後に契約する想定の場合、事前提示が無くても対応可能ですが、リードタイムや費用面で提供条件が低下します。	計画に従って行う旨追記しました。
134	質問	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働後> 増強・縮小 ミドルウェアのセットアップ、動作確認	3 / 3	「特殊サーバー」の「△」は誤記ではないでしょうか。無印となる認識です。		ご指摘のとおりであるため修正いたしました。
135	質問	(別添1別紙1)役割分担表	表の項目名	2 / 3 ~ 3 / 3	1ページ目では「特殊サーバー」となっていたものが、2,3ページ目では「環境提供」になってますので統一いただけますでしょうか。		ご指摘のとおりであるため修正いたしました。
136	意見	(別添1別紙1)役割分担表	運用、保守<稼働前> セキュリティパッチ適用 セキュリティパッチ公開情報の取得 運用、保守<稼働後> セキュリティパッチ適用 セキュリティパッチ公開情報の取得	2 / 3 ~ 3 / 3	特殊サーバーで利用するMWについては特殊サーバー等提供事業者によって提供される認識です。各事業者が提供するMWはそれぞれの事業者がセキュリティパッチ情報を提供するほうが良いのではないのでしょうか。	事業者間の役割分担を適正化するため。	ご指摘を踏まえて修正いたしました。
137	質問	(別添1別紙1)役割分担表			特殊サーバーやネットワークの設計が、「基盤各種設計」になっております。また、「設計・開発」事業者が「△」になっており、実施内容について、具体的にご提示いただけますと幸いです。		機器やネットワークに求める詳細要件を提示することを想定しています。
138	質問	(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア	(2)コアシステム 特殊サーバー機器等一覧 コアシステム 本番環境 項番7 ネットワーク機器 ファイアウォール	1 / 1	冗長構成として2台の計算でよろしいでしょうか。		提案する構成に応じて、必要数をご提案ください。
139	質問	(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア	(2)コアシステム 特殊サーバー機器等一覧 特殊サーバー設置環境 環境共通	1 / 1	住基ネット接続ルータの記載が必要となる認識です。(住基本番環境用:現行2台) ※改修確認環境用には、別途、住基事前検証環境接続用のルータが必要です。現行1台)		ご認識のとおりであるため、追記しました。
140	質問	(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア	ソフトウェア一覧	-	住基ネット通信サーバーで使用するOS、ソフトウェアは本表に反映される予定でしょうか。 住基ネット通信サーバーの機器整備概要参照になるでしょうか。		住基ネット通信サーバーの機器整備概要あるいは相当する資料を閲覧することとします。
141	質問	(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア	03f.(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア一覧 項番5		住基ネット接続サーバーのHSM機能は暗号化ボードではなくNW型HSMサーバーとなる認識です。その認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりであるため、修正しました。
142	質問	(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア	03f.(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア一覧		住基接続用のルータの記載がありません。住基につなげるための要件としてルータが必要だと考えております。		ご認識のとおりであるため、追記しました。
143	質問	(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア	03f.(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア一覧		(1)の記載がありません。追記いただきたく存じます。		本調達に関係する部分を抜粋して提供しているため、(1)は記載しておりません。
144	質問	(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア	03f.(別添1別紙2.3)想定サーバーズベック・ソフトウェア一覧		住基ネット接続サーバーで負荷分散の記載がありますが、HA構成となる認識です。その認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりであるため、修正しました。

No.	質問／意見	文書名	項目名	ページ	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
145	質問	(別添1別紙2.3) 想定サーバースペック・ソフトウェア	03f_(別添1別紙2.3)想定サーバースペック・ソフトウェア一覧		共有ディスク装置はストレージとなりますでしょうか。ストレージの場合、ディスクはSSDにさせていただくことは可能でしょうか。		機器整備要領を満たす範囲でご提案をお願いいたします。
146	質問	(別添1別紙2.3) 想定サーバースペック・ソフトウェア	03f_(別添1別紙2.3)想定サーバースペック・ソフトウェア一覧 項番6		必要な機器や、数量について明記していただきたく存じます。		機器整備要領を満たしつつ、必要な機器等をご提案ください。